

## 別 紙

### 職務内容書

#### 1 公益財団法人中央果実協会の業務概要

本協会は、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業その他果実の生産から流通加工、需要拡大に至る事業を行うこと等により、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与することを目的としており、本目的を達成するため、次の事業を行っています。

- ① 特定果実（果樹農業振興特別措置法（以下「法」という。）に規定する特定果実をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業、特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。）の保管に関する事業、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業その他果実の生産及び出荷に関する事業並びに一般社団法人及び一般財団法人であって都道府県の区域において果実の生産及び出荷に関する事業を協会と連携して行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対する助言、指導、その他の援助
- ② 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- ③ 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業
- ④ 果実及び果樹農業についての情報の収集及び提供に関する事業
- ⑤ その他協会の目的を達成するために必要な事業

#### 2 役職及び職務内容

理事長及び副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号に規定する代表理事、常務理事は、同条第1項第2号に規定する業務執行理事であり、具体的な職務内容は以下のとおりです。

- ① 理事長（非常勤）1名
  - ・定款等の規定に基づき、協会を代表し、重要な業務（事業、予算、人事等）を執行する。
  - ・理事会を招集し、議長としてこれを主宰するとともに、全国会議等の重要な会議に協会の代表として出席する。
  - ・毎年度2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- ② 副理事長（常勤）1名
  - ・理事長を補佐し、協会の重要な業務方針の立案を行うとともに、協会の日常業務に係る重要事項を執行する。
  - ・理事会、評議員会の運営指導、日常の予算執行を行う。
  - ・国、農業団体、都道府県法人等対外的な折衝・協議・調整の総括等を行う。
  - ・毎年度2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

③ 常務理事（常勤） 1名

- ・事務局を総括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し協会の日常業務全体を把握し、推進する。
- ・協会の業務を掌握し、職員を指揮監督・指導して事務を推進する。
- ・毎年度2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

3 必要な資格・経験等

- (1) 果樹農業を含む農業・農業経営、農業施策・補助金制度等に関する十分な知識と経験を有し、本協会の事業である果実の安定的な生産出荷や果樹農家の経営の支援等に関する補助事業に係る事業計画の審査、補助金交付等の業務、果樹農業に係る情報の収集・提供等について指導的な役割を發揮することができること。
- (2) 本協会の事業目的を達成するため、国や農業関係団体と連携して事業の円滑な推進を図り、都道府県法人への指導・助言を的確に行うことができる十分な能力を有していること。
- (3) 補助事業の公平中立性をもった適正な執行について理解しており、かつ、組織の内部統制、コンプライアンス等について知見・経験を有し、職員を指導・監督する能力を有していること。
- (4) 人格高潔であること。
- (5) 心身共に健康で、就任時において、原則として63才未満（理事長及び副理事長候補にあつては、原則として68才未満）であること。

ただし、当協会の業務遂行上、本人の知見が特に必要と認められる場合には、年齢制限を問わない場合もあります。

4 欠格事項

「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(平成18年法律第49号)」第6条第1号の理事等欠格事項に該当する場合は、理事となることはできません。

5 勤務条件及び報酬等

- ① 勤務地： 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル2F
- ② 勤務時間等： 役員であることから勤務時間等の定めはないが、常勤の役員については、常勤職員と同様に、毎週月曜日から金曜日の9時半から18時15分までの勤務を原則とする。理事長については、理事会及び評議員会への出席のほか、業務執行上必要の都度。
- ③ 報酬等
  - ・理事長： 非常勤役員のため、月約3万円及び交通費を支給
  - ・副理事長： 年間約1,300万円及び通勤手当を支給
  - ・常務理事： 年間約1,200万円及び通勤手当を支給なお、報酬等の条件は予定であり変わることがあります。

④ 福利厚生： 常勤の役員について、社会保険、健康診断

(参 考)

「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）」

（欠格事由）

第6条

次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

第1号（理事、監事、評議員の欠格事由）

イ 公益法人が、第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

ロ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ・ 認定法の規定に違反したこと
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
- ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
- ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したこと

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者